

平成28年度から国民健康保険税率(額)を改定します ～南島原市国民健康保険に加入している皆さんへ～

📍 税務課 ☎050(3381)5023 または 保険年金課 ☎050(3381)5039

医療費の増加などにより、本市の国民健康保険制度の財政収支は、平成20年度以降、赤字が続いています。これまでの、被保険者の負担を考慮し、税率を変えず不足分を国民健康保険財政調整基金の取り崩しや、一般会計からの繰り入れなどで補ってきましたが、昨年度は約3億4千万円(下表③)の不足が生じ、基金残高も昨年度は約5千7百万円(下表①)となりました。今後の運営を継続するには、本年度から税率の引き上げが必要となります。本年度国保会計予算において不足分の約5億円のうち、約1億円を税率の引き上げで賄い、残りを一般会計の繰り入れで補います。皆さまのご理解をお願いします。

本年度から

改定後	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.1%	2.6%	2.4%
資産割	12.0%	2.5%	2.5%
均等割(人数割)	24,500円	7,900円	9,100円
平等割(世帯割)	23,500円	6,900円	8,100円



1世帯あたり約1割増額

昨年度まで

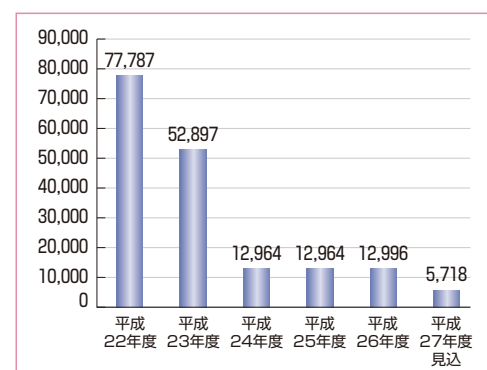
現行	医療分	支援金分	介護分
所得割	7.1%	1.9%	2.5%
資産割	24.0%	5.0%	5.0%
均等割(人数割)	22,000円	5,700円	8,800円
平等割(世帯割)	21,000円	5,300円	7,200円

国民健康保険税額(年税額) = 所得割額 + 資産割額 + 均等割額 + 平等割額

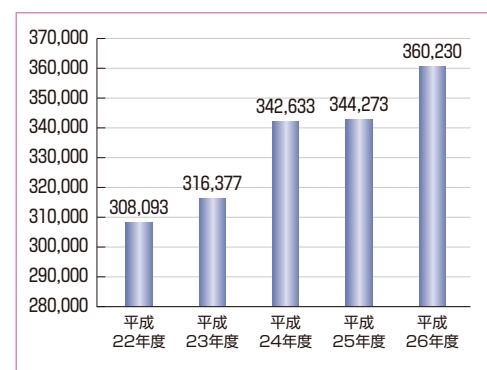
医療費の増加を抑えるために ご協力ください！

- 特定健診や特定保健指導を受けましょう
病気の早期発見だけでなく、病気になる前の異常を発見したり、生活習慣病の予備群を見つけ、生活習慣の改善(特定保健指導)を行います。
- 適正受診に努めましょう
① 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは、控えましょう。重複する検査や投薬は、かえって体に悪影響を与えてしまう心配があります。
② 薬が余っていたら、医師や薬剤師に相談しましょう。
③ ジェネリック医薬品を利用しましょう。(医師や薬剤師に相談してください)

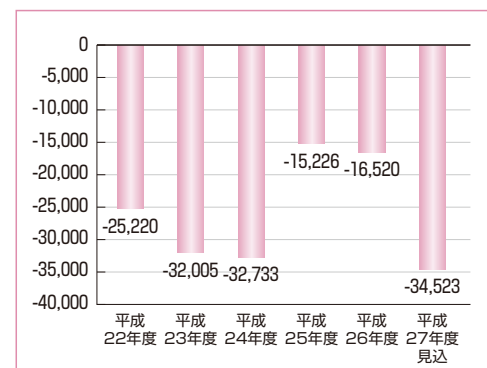
表① 財政調整基金の残高(単位:万円)



表② 1人当たり医療費の伸び(単位:円)



表③ 国保会計の実質単年度収支状況(単位:万円)



※実質単年度収支…前年度からの繰越金や財源不足のための基金繰入、補助金等の精算分を差し引いた、その年度の収支です。

児童・高齢者・障がい者の 虐待を防ぐために

📍 こども未来課 ☎050(3381)5050 または 福祉課 ☎050(3381)5051



児童の虐待防止のために、平成12年11月から「児童虐待防止法」が、高齢者の虐待防止のために、平成18年4月から「高齢者虐待防止法」が、また障がい者の虐待防止のために、平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行されました。



身体的虐待

- 児童
 - ・殴る。蹴る。投げ落とす。やけどをさせる。戸外に閉め出すなど。
- 高齢者障がい者
 - ・身体に傷が生じ、若しくは傷を負う恐れのある暴力を加え、又は正当な理由もなく身体を拘束すること。

性的虐待

- 児童
 - ・性的行為の強要。性器を触る、触らせる。ポルノグラフィの被写体にするなど。
- 高齢者障がい者
 - ・わいせつな行為をしたりさせたりして意に反した性的行為を行う、または裸のまま放置するなど。

心理的虐待

- 児童
 - ・言葉で脅す。無視。子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス)など。
- 高齢者障がい者
 - ・怒鳴る。恥をかかせる。または無視するなど拒絶的な対応により精神的に傷つけること。

放棄・放任(ネグレクト)

- 児童
 - ・食事を与えない。ひどく不潔にする。自動車の中に放置するなど。
- 高齢者障がい者
 - ・食事や排泄などの世話をしない。長時間の放置。介護サービスをうけさせないなど養護を著しく怠ること。

経済的虐待

- 高齢者障がい者
 - ・養護者または親族などが金銭を渡さない、または年金や財産を本人の意に反して使うなど。

お願い

児童、高齢者、障がい者に対する虐待現場を見たり、聞いたりした場合には、すみやかに通報してください。通報者の秘密は、法律で守られます。

相談窓口

相談者(被害者)の秘密は固く守られますので、安心してご相談ください！

■児童相談

- (南島原市)子育てテレフォン
- 《家庭児童相談室》 ☎050(3381)5053
- こども未来課 ☎050(3381)5050
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(イチハヤク)

■高齢者相談

- 福祉課 ☎050(3381)5051
- 南島原市地域包括支援センター ☎0957(84)2633

■障がい者相談

- 南島原市障害者虐待防止センター ☎050(3381)5051
- 長崎県障害者権利擁護センター(長崎県障害福祉課内) ☎095(895)2453(平日 午前9時～午後5時)